

国民健康保険の保険料率や減免制度を大阪府内で統一せず、各市町村が
実情に応じた独自制度を続けられるようにすることを求める意見書

国が示した2018年度（平成30年度）からの国民健康保険の都道府県化に伴い、大阪府でも制度設計の検討が進められている。本年3月に開催された大阪府と市町村の国民健康保険広域化調整会議では、保険料率と減免基準の府内統一や、市町村の一般会計からの法定外繰入れ解消などの方向性が示された。

しかし、国民健康保険は、各市町村が低所得者の保険料を軽減するなど、地域の実情に応じて制度を定めてきたものである。保険料率や減免制度を府内で統一し、市町村からの法定外繰入れを無くせば、これまで低所得者の保険料軽減や市民の健康増進に努力してきた市町村ほど保険料の大幅な値上げとなる。

よって、本市議会は下記の事項を実施するよう求める。

記

- 1、大阪府が定める標準保険料率を全市町村に一律に適用せず、各市町村が地域の実情に応じ保険料を設定することを認めること。
- 2、減免制度については共通基準による統一をせず、各市町村が独自に設けることを認めること。
- 3、保険料抑制を目的とした、法定外繰入れの解消を市町村に押し付けないこと。
- 4、市町村独自の減免制度など、加入者への負担軽減策に対し、ペナルティーを科さないこと。
- 5、大阪府による国民健康保険会計への法定外補助を増やすなど、加入者への負担軽減策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

平成28年6月30日

大阪府和泉市議会

大阪府知事 殿